

『自動車業界のサプライチェーンにおける製品含有化学物質管理に関する説明会』 主な質疑応答

«2022/10/19, 20, 21, 11/1開催»

貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。今後の活動の参考にさせていただきます。

<全般>

No.	質問	回答
1	今回使用されています説明会資料を社内/取引先様に展開したく、配布（流用）、入手は可能でしょうか？	可能です。説明会資料は自工会HPで公表予定です。より多くの方にご理解・ご認識頂きたいと考えております。（※アンケートにご回答頂いた方には、別途メールで送付させて頂きました）
2	ガイドラインの公表は11月頃とのことですが、11月上旬、中旬、下旬のどのあたりを予定していますか？また入手は、有料 or 無料どちらでしょうか？	説明資料でもお示したように公表は、年内を予定しております。時期としては12月を予定しています。ガイドライン、自己診断シートについては当面、無料とさせていただきます。
3	本ガイドラインとツールは、多言語版を準備される予定はあるのでしょうか？	英語版を作成予定です。
4	“背景”にもありますが、グローバルかつ複雑化したサプライチェーン全体で、サプライチェーンに関わる各組織で管理体制構築が出来ていないと運用が難しいのではないのでしょうか？	ご指摘の通り、製品含有化学物質管理のためには、サプライチェーンに関わる各組織で管理体制構築が必要と考えています。そのため、各組織でこのガイドライン、自己診断シートを用いて製品含有化学物質管理体制の確認を実施頂き、自社の改善すべき点を認識いただいた上で、継続的なレベルアップを図られることが望ましいと考えております。今後ともご協力を宜しく申し上げます。
5	本日の内容からは、今回のシステムが、何のために使用されるのか、よく分からないです。例えば、chemSHERPAなどであれば、何のために必要で、どう活用されるかは想像しやすいのですが、今回の新しいシステムは、これまでの既存のものどう違って、どれと「差し替え」になるのか、よく分かりません。	今回の説明内容は各社での化学物質管理向上において、指針の位置づけとお考え下さい。ガイドラインの内容に沿って各社様で化学物質管理を実施頂き、評価の一助としてご活用をお願いします。

<自己診断シート>

No.	質問	回答
1	マクロ付ファイルは基本的に活用を控えて頂きたい。サプライヤによってはマクロ付ファイルを受信出来ない可能性があるため。	マクロ付ファイルがご使用いただけない場合に備え、マクロ無の自己診断シートも用意しております。自社内点検には活用いただけますが、自己診断シートの結果を用いた集計、分析機能はご使用いただけません。
2	“事前設問”項目C1～C6の回答により、回答すべき選択肢が変わるが、意図した動きでしょうか？ サプライヤからの質問に回答するためにも見える化して頂きたい。	事前設問の回答状況によって選択肢が変わるようにしております。今後の検討事項とさせていただきます。
3	サプライヤの回答は、出力をtxtファイルで実施し、それをサプライヤ側で読み込み処理するのが想定した運用だと思いますが、手間がかかります。ファイルそのまま暗号化した方がいいのではないのでしょうか？	今後の検討事項とさせていただきます。
4	商社でも、自社開発を行うケースがあると思います。その際設計開発の部分は回答不要にはならないようになっていないのでしょうか？	残念ながらそのような仕組みにはなっていません。商社様でも設計開発機能がある場合、事前設問の『“C6. 〃商社・代理店として納入している”は“いいえ”』を選択いただき、事前設問の『“C6. 部品・材料の設計・開発を行っている”は“はい”』を選択願います。機能に基づき、二度手間とはなりますが、ご理解のほどお願い申し上げます。
5	自己診断シートの動作を確認できているエクセルのバージョンはいくつですか？	Excelバージョン2016以降は、対応可能です。
6	出力データがサプライヤコードを使用するようになっていたとの説明でしたが、2次仕入先（取引先）様以降のサプライヤのデータはサプライヤコードが無いため直接は取り込めないのでしょうか？	お手間となりますが、2次仕入先（取引先）様以降のサプライヤ様については、直接の取り込みはできないようになっております。ご理解のほどお願い申し上げます。
7	自己診断シートは自動車会社間で合意が取れていて、今後は今までバラバラの各社独自シートを使用されていたものが統一化されるという理解でいいのでしょうか？	従来、各社が異なる独自シートに対して、できる限り統一したもので運用ができる様に、自工会、部工会で連携して活動して参りました。今回、自動車業界が策定した自己診断シートを、皆様にはご活用いただきたいと考えています。
8	先月、納入先様からの依頼で自己診断シートの作成を行った機会がありました。その際、自己診断シートにあります“チェックシート入力項目”を先に入力し、エクセルを保存。のちに“事前設問”項目を入力したところ、“設問及び配点項目シート”へ評価点が反映されない不調がありました。自己診断シートのバージョンが今後上げられ、改善されているようでしたら問題ございませんが、“設問及び配点項目シート”への転記動作、稼働につきまして、念のためご確認をお願いできれば幸いです。	試行へのご協力、及びご連絡ありがとうございました。現在は、“事前設問”項目を記入いただいた後に、個別の設問にお答えいただく手順を想定して自己診断シートを作成しております。まず、はじめに“事前設問”にお答えいただきたく宜しくお願いします。
9	自己診断シートで、回答すべき項目が回答されていない場合は、エラー表示がされるのでしょうか？	要回答項目が未回答の場合はエラー表示が出ます。その際は出力ファイルへの出力はできません。漏れなく要回答項目へのご入力（回答）をお願いいたします。
10	仕入先様の管理に附属書を活用したいが、設問対象外の部分はどのように報告を受ければ良いのでしょうか？	設問対象外の部分については、まずは仕入先（取引先）様からの報告を受ける必要は無いかと思えます。附属書：自己診断シートの内容に従い、仕入先（取引先）様の製品含有化学物質の管理体制を確認し、不足がある部分については継続した改善をお願いいただき、管理体制をより良いものに改善いただくことが大切かと思えます。
11	1次仕入先（取引先）様～3次仕入先（取引先）様の情報開示が求められるメーカーと、1次仕入先（取引先）様のみでまかり通る企業など様々いらっしゃるのですが、3次仕入先（取引先）様までの開示はこれからは必要ということでしょうか？やはり企業によっては結局開示要求は異なる理解で良いのでしょうか？	自己診断シートのご質問かと思えますが、個社間での依頼になると考えています。自工会、部工会としましては、自動車サプライチェーン全体で受け入れられるように努めております。これらツールによって得られた情報の開示等は、依頼元と依頼先の2社間でご相談をお願い申し上げます。

<ガイドライン・自己診断シートの活用>

No.	質問	回答
1	JAMP様の製品ガイドラインの流れとほぼ同じかと思えます。電子電機業界では、当該チェックシートを用いて、2者監査や自己評価に使用していますが、自動車業界へ管理体制の報告をする際があったときは、今回ご説明のシートでの提出がMUSTになりますでしょうか？ またはJAMP様のガイドラインのチェックシート提出でもよろしいでしょうか？	自己診断シートの提出に関しては、依頼元と依頼先の2社間でご相談をお願い申し上げます。また、今回自動車業界で策定したガイドラインと自己診断シートの内容は、JAMP様のガイドラインと一部内容が異なっております。自工会、部工会としては、自動車業界が策定した自己診断シートの活用を推奨しております。
2	ガイドラインに則り管理を行ってれば、納入先の国内自動車会社（自工会会員14社）の規格・要求事項に基づく禁止化学物質の不使用は担保出来ると考えてよろしいでしょうか？	本ガイドラインは、自動車サプライチェーンにおける製品含有化学物質管理の仕組みについて、国内自動車会社の規格・要求事項の担保についての基本的な考え方を示したものです。従いまして、ガイドラインに従えば、国内自動車会社の要望事項をすべて満たすものではありませんし、個々の部品の法的担保をするものでもございません。個々の事案については、それぞれ各社にご確認をお願いします。
3	仕入先様の製品含有物質管理のレベルも当ガイドラインを元に判断すれば良いのでしょうか？	当ガイドラインを基にした仕入先（取引先）様の判断は可能です。ガイドライン・自己診断シート共に、自動車会社や1次仕入先（取引先）様だけでなく、サプライチェーン全体で広く活用頂きたいと考えております。
4	ガイドラインに基づき、各社の管理要求や管理基準をサプライチェーンを遡って周知すると、上流（川上）では要求が乱立してしまい管理が煩雑になり、かえって管理精度を下げることはないのでしょうか？	管理要求や管理基準は各社毎に異なりますので、仕入先（取引先）様とご相談をお願いします。
5	自己診断シートの具体的活用事例及びその効果について何か紹介頂けませんでしょうか？	これまで、いくつかの自動車会社、部品メーカー様で、本自己診断シートに近いものを運用していると伺っています。 そのような活用事例では、「自社内での化学物質管理の仕組み構築/改善ポイント明確化」「関連取引様間での共通認識形成」等で有用と伺っています。
6	①自己診断シート等の枠組みはあるものの、依頼元から纏め方や進捗報告共有等のアクションはあるのでしょうか？ ②また川下、川中、川上の横のつながりに加えて川中からの2次仕入先（取引先）様への対応も必要になるのでしょうか？ 少々カーボンニュートラルの進め方との差異が出てくると分かりづらくなってしまうのが心配です。	①個々の取引先である依頼元とご相談をお願いします。 ②ご質問頂いた会社様の位置づけが不明ですが、1次仕入先（取引先）様と想定してお答えします。自社における化学物質管理の向上のために、2次仕入先（取引先）様にも対応を依頼される場合には、各社のご判断で本ガイドライン、自己診断シートをご活用頂ければと考えております。
7	①JAPIAシートを用いた製品含有化学物質情報を入手していますので、説明頂いた自己診断シートを利用させていただいても問題ないでしょうか？ ②新規取引先選定のために自己診断シートを提出頂く事は自己診断シートの利用目的からは外れた利用方法となりますでしょうか？	①ご活用ください。 ②新規取引先選定目的でのご利用は避けていただきたいと思います。
8	自動車会社、部品メーカーから化学物質管理に対するアンケートを依頼されてました。今後はそれらが自己診断シートに集約される認識でよろしいでしょうか？	自工会、部工会としては、今回、自動車業界が策定した自己診断シートを推奨しています。
9	この自己診断ツール以外は断れますか？	自工会、部工会としては、今回、自動車業界が策定した自己診断シートを推奨しています。

<その他>

No.	質問	回答
1	昨年の説明会との変化点を具体的にご教示いただけないでしょうか？	昨年は自工会の活動紹介でしたが、今年は具体的なガイドラインの内容とその活用方法を中心に、ご紹介しております。
2	今後、サプライチェーン全体の仕入先にガイドラインを周知する為に、自工会としてこうした説明会を定期開催し、ガイドラインの周知を頂けるのでしょうか？	現時点、具体的な計画はありませんが、今回の説明会でのご意見・ご要望を受け、今後の活動を自工会、部工会で協議していく予定です。
3	GADSL閾値や各国法規の報告閾値以下の物質はIMDSで非開示が認められる範囲に含まれていると考えた方がよろしいでしょうか？	ご指摘の通り、そのように考えていただいた方が宜しいかと思います。
4	調査納期の目安の決まりごとはありますか？	現時点ありません。必要に応じて依頼元へご確認願います。
5	報告のフローでは、化学物質データがスタートになっていましたが、混合物を扱う材料メーカーはグローバルの法規を考慮して含有物質分析を行っていると考えますが、自動車会社での納入先規格や要求事項が法規での報告閾値より小さい場合、自動車会社の要求を最上流（川上）まで確実に伝達するにはどのような管理が必要でしょうか？	原則は、サプライチェーンの川上企業様に対して、依頼元（川下）の要望を伝えて頂くこととなります。GADSL等で要求している成分閾値は法規適合上必要な閾値となっています。お手数ですが、個々の事案につきましては、依頼元とご相談の上、対応のほどお願い申し上げます。
6	製品含有化学物質管理の対象となる化学品規制法令は、どのように選択されているのでしょうか？ たとえば日本の毒劇物は成形品中であっても対象となる可能性があります（バッテリー用の希硫酸等）が、対象とする必要性は無いということでしょうか？	ご存知のように、自動車のサプライチェーンではグローバルにおいて製品含有物質情報はIMDSを用いて収集しております。そして、IMDSでは“GADSL”という化学物質リストを使用し、そのGADSLに記載された物質は閾値以上含有していた場合に納入先様に報告する必要があります（GADSLのReference listはネット検索で入手可能です）。GADSLに記載する物質は、日米欧の化学・自動車部品・自動車メーカーが、法規動向を鑑み、新規収載物質を提案・検討し、最終的にGASG（Global Automotive Stakeholder Group）会議で決定しております。 ご参考までに、GADSL Reference listのG列のSource欄にその物質を収載する根拠となった法規情報が記載されております。

<その他> 続き

No.	質問	回答
7	「JAMA/JAPIA製品含有化学物質管理ガイドライン」は、JAMP様発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」をベースに自動車業界用にアレンジしたものでしょうか？ チェックシートも内容的に同じものなのでしょうか？	今回のガイドラインはJIS Z 7201やJAMP様発行ガイドラインを参考に作成させて頂きました。自己診断シートについては、自動車業界としてより実践的なところに焦点を当てて作成しております。したがって、似た内容もありますが、一部内容が異なっております。
8	「JAMA/JAPIA製品含有化学物質管理ガイドライン」と、JAMP様から「製品含有化学物質管理ガイドライン 4.0」が2018年に公開されており、チェックシートもあります。JAMP様ガイドラインとどのような相違点/改善点があるのかをご教示いただけますと幸いです。 (一覧表または比較表のようなものがあれば助かります)	比較表は現時点作成しておりませんが、JAMP様のガイドラインが6章で構成されているのに対し、 1. 製品含有化学物質管理ガイドラインについて 2. 製品含有化学物質管理ガイドラインが参照している規格類 3. 用語及び定義 4. 製品含有化学物質管理の基本的な考え方 5. 製品含有化学物質管理のための実施項目 6. 製品含有化学物質管理ガイドラインに基づく評価及び自己適合宣言 「JAMA/JAPIA製品含有化学物質管理ガイドライン」は5章で構成しています。 1. 製品含有化学物質管理ガイドラインについて 2. 製品含有化学物質管理ガイドラインが参照している規格類 3. 用語及び定義 4. 自動車における製品含有化学物質管理の基本的な考え方 5. 自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目 JAMP様ガイドラインと1章～4章はほぼ同じ内容で、自動車及び自動車業界の特徴、実態に応じた編集を行っています。さらに5章は自動車業界の実態に応じた具体的な実施事項を記載しており、特に5.5項では、データ管理及び適合管理に応じた内容を記載しております。
9	JAMP様のチェックシートとは構成が異なるので、流用はできないと理解しました。川中企業からすると、自動車業界、電子電機業界双方と取引のある企業が多数あります。今回自己診断シートとJAMP様のシートを、川中の企業の負担軽減のため、統一する等の予定はないでしょうか？	ガイドライン・自己診断シートの検討において、JAMP様発行のガイドラインも参考にさせて頂きました。自己診断シートについては、より実践的なところに焦点を当てて作成しております。ご指摘の部分について、現時点においては統一化の予定はありません。
10	説明資料ページ No.43の川上企業、No.46の素材・材料メーカーには、自動車（自動車部品）に最終的に残留するマーカ、インクやホッチキスといった市販品メーカーも含まれると解釈しています。 しかし、これらのメーカーはIMDS/JAPIAシートを開示しない・できないメーカーも多くあります。しかし、chemSHERPAなら提出できるメーカーもあります。自工会、部工会から市販品のメーカーにIMDS/JAPIAシートへの対応を呼びかける（義務付ける）か、chemSHERPAでもIMDSに取り込めるようなシステム改良をお願いします。	頂きましたご質問の内容は理解します。 しかし、ご提案いただきました『自工会、部工会から市販品メーカー様にIMDS/JAPIAシートへの対応を呼びかける（義務付ける）か、chemSHERPAでもIMDSに取り込めるようなシステム改良』のご要望については、大変ハードルが高く、ご提案に沿った対応をすることは困難です。 まず、マーカ、インク、ホッチキス等のいわゆる事務用品について、製造メーカー様に対してIMDSあるいはJAPIAシートの提出をお願いしても、ご対応いただけない企業様への対応に苦慮している会社様は多いと思います。その際は、機密に触れる場合はIMDSレコメンデーション001に書かれている“misc10”のルールをご説明をお願いします。また、具体的な入力方法が分からない場合は、その方法を丁寧に説明いただき、何度もご説明、ご協力頂かないとと考えております。さらに、どうしても機密を理由にIMDSあるいはJAPIAシートの提出を拒否される仕入先（取引先）様に対しては、場合によっては機密保持契約を結ぶなどの追加対応が必要と考えています。 続いて、chemSHERPAをIMDSに取り込むことについては、現時点では計画はございません。 以上のことをご理解いただき、今後ともご負担をお掛けするかもしれませんが、化学物質管理の向上に向けてご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
11	①自己診断シート、分析ツールの使用、提出は「必須」(mandatory)でしょうか？ ②これらの資料は、どこに対して提出するのでしょうか？ ③毎年の準備、提出が必要なのでしょうか？ ④英語版は作成されるのでしょうか？ ⑤「強制」「必須」ではない、としても、取引先によっては、「提出しないと取引しない」ということにはなりませんでしょうか？ ⑥いつからの施行でしょうか？ ⑦会社につき1通準備するのでしょうか。それとも1製品につき1通でしょうか？ ⑧本日の内容からは、法規制適合確認のためのツールではないと思うのですが、その理解は正しいでしょうか？	①自工会、部工会としては「強制」「必須」とはしていません。個社間での取引に関しては個社間（依頼元または依頼先との2社間）でご相談をお願い申し上げます。なお、こういった個社間での運用においては、今回発行させて頂くガイドライン、自己診断シートのご活用を推奨しております。 ②③⑤こちらも取引様とのご相談をお願い申し上げます。 ④英語版を作成予定です。 ⑥施行とは異なりますが、12月に公表予定ですので、自社の実施状況確認などにご活用下さい。 ⑦基本的には個々の企業単位と考えています。ガイドラインでは「組織」と表現している部分もあります。 ⑧その通りです。直接的な法規適合確認のためのツールではありません。
12	今回の化学物質管理システムを既存の品質、環境マネジメントシステムといかにうまくリンクさせて活用するかがポイントになるかと思えます。今後、システムとしての運用事例についてもご紹介頂けると有難いです。	ご指摘ありがとうございます。今後の活動の参考とさせていただきます。